

第2節 循環型社会の構築(廃棄物対策の推進)

1 ごみゼロ社会の実現

1-1 一般廃棄物の発生と処理の状況

(1) ごみの状況

平成29(2017)年度におけるごみ総排出量(注1)は631,221tで1人あたりに換算すると、945g/人・日(注2)(注3)でした。排出量の内訳は図1-2-1のとおりであり、計画収集量が全体の88.5%を、直接搬入量が全体の8.9%を、集団回収量が全体の2.6%を占めていました。また、ごみ総排出量および1人1日あたりごみ排出量の推移は図1-2-2のとおりでした。ごみの資源化率は27.3%となり(図1-2-3)、ごみの最終処分量は21,807tでした(図1-2-4)。

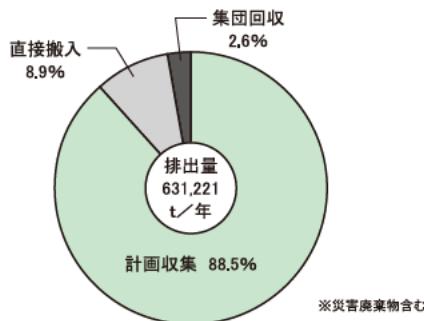


図1-2-1 ごみ総排出量の内訳(平成29年度)

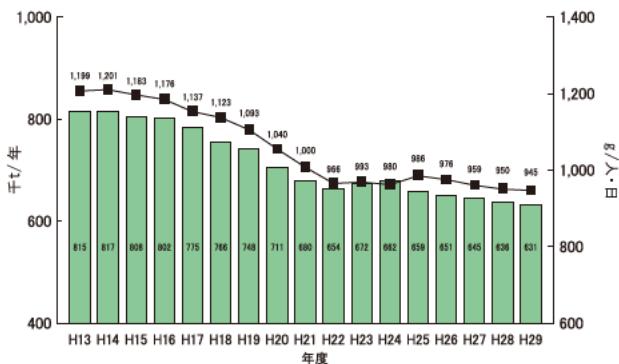


図1-2-2 ごみ総排出量および1人1日あたりごみ排出量の推移
(災害廃棄物の処理量を含む。)

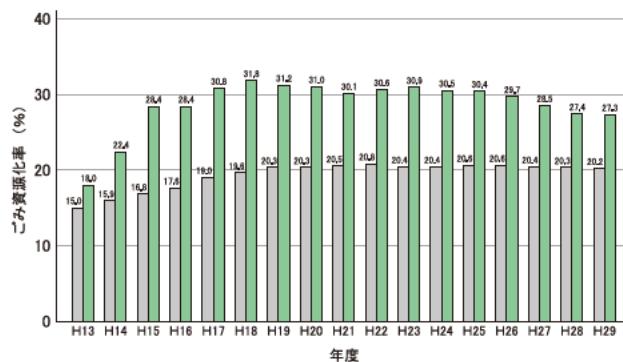


図1-2-3 ごみ資源化率の推移

■ 全国 ■ 三重県

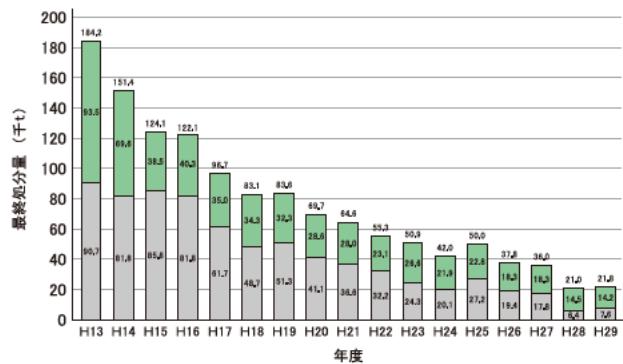


図1-2-4 ごみの最終処分量の内訳及び推移

■ 直接埋立量 ■ 中間処理残渣

(注1) 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、平成17(2005)年度からごみ総排出量の集計方法を次のとおり見直すとともに、過去のデータも含めて修正しています。

【平成16(2004)年度まで】

ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+自家処理量

【平成17(2005)年度から】

ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

(注2) 平成16(2004)年度までの集計方法による平成29(2017)年度の実績は、920g/人・日です。

(注3) 災害廃棄物を含みます。

第2部 計画の各施策における平成30年度の取組結果

第1章 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」の取組結果

(2) し尿の状況

平成29(2017)年度における市町等で処理されたし尿等(浄化槽汚泥を含む。以下同じ)の量は613,689kLでした。また処理の内訳は、し尿処理施設における処理が100%でした。平成19(2007)年2月からの海洋投入処分の禁止に伴い、海洋投入はなくなりました。し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移は図1-2-5のとおりであり、し尿等の量は長期的には減少傾向を示しています。その一方で水洗化人口は増加していますが、水洗化人口割合94.5%は、全国水準(平成29(2017)年度全国平均:94.8%)に比べるとわずかに低い水準となっています。

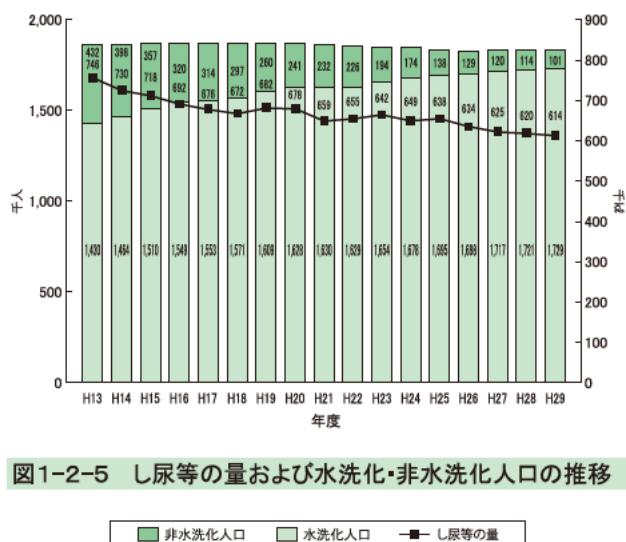


図1-2-5 し尿等の量および水洗化・非水洗化人口の推移

表1-2-1 容器包装分別収集実施市町数および収集量

品目	H28年度		H29年度	
	実施市町数	収集量(t)	実施市町数	収集量(t)
無色ガラスびん	29	4,227	29	3,926
茶色ガラスびん	29	3,768	29	3,149
その他ガラスびん	28	1,597	28	3,024
ペットボトル	29	2,678	29	2,818
スチール缶	25	615	24	737
アルミ缶	26	576	25	592
飲料用紙パック	26	153	26	154
その他プラスチック製容器包装	24	11,805	24	11,833
うち白色トレイ	13	39	11	35
その他紙製容器包装	12	170	6	221
段ボール	29	5,822	29	6,034

1-2 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) ごみ減量化の促進

食べられるのに捨てられてしまう食品(食品ロス)の削減を図るため、「もったいない市」の開催や食べきり運動、食品ロス対策セミナー等の取組を行いました。

また、ごみ減量化を促進するため、3R・適正処理セミナーを開催したほか、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用し、イベントへの参加やFacebookへの投稿により県の取組についてPRを行いました。

※「ごみゼロ社会実現プラン」については、平成28(2016)年度より、「廃棄物処理計画」において点検・評価しています。

(2) 認定リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき、リサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。なお、平成30(2018)年度の県の使用・購入実績は約6億2,600万円でした。(3月末時点の認定製品数:67製品)

また、認定事業者から提出される認定基準適合状況報告書および立入検査等により、認定リサイクル製品の品質および安全性の確保に努めています。

第2部 計画の各施策における平成30年度の取組結果

第1章 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」の取組結果

(3) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の第8期分別収集計画(計画期間：平成29(2017)年度から令和3(2021)年度)の推進を図りました。

(4) 使用済自動車等の適正処理の推進

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可および登録事務を厳正かつ速やかに行うとともに、関連事業者への使用済自動車の引き取りや引渡しに関する指導を行い、使用済自動車の適正な処理および資源の有効利用等の確保に努めました。

なお、平成30(2018)年度末における許可および登録業者数は引取業者881、フロン回収業者206、解体業者113、破碎業者(破碎前処理工程のみ)23となっています。

(5) RDF化処理の安全性の確保

ごみ処理の広域化と未利用エネルギーの有効利用を図るごみのRDF化について、製造施設(表1-2-2)の安全管理に対する技術的支援に努めました。

表1-2-2 RDF化施設稼働状況(平成30年度末)

市町等	処理能力(t/日)	稼働開始年度	現状
紀北町 (旧海山町)	20	H11年度	稼働中
香肌奥伊勢資源化 広域連合	44	H13年度	稼働中
桑名広域清掃 事業組合	230	H14年度	稼働中
伊賀市	135	H14年度	稼働中
南牟婁清掃 施設組合	23	H14年度	稼働中
紀北町 (旧紀伊長島町)	21	H14年度	稼働中

1-3 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

① ごみ処理施設

平成29(2017)年度末におけるごみ処理施設は、10市4町6事務組合等に23施設(建設中、休廃止施設を除く。)が設置されており、県全体の処理能力合計は2,451t/日です。

表1-2-3 ごみ処理施設数等(平成29年度末)

施設種別	焼却施設			ごみ 燃料化 施設	合計
	全連続	准連続	バッチ		
施設数	10	0	7	6	23
処理能力 (t/日)	1,784	0	194	473	2,451

② 粗大ごみ処理施設

平成29(2017)年度末における粗大ごみ処理施設は、4市1町4事務組合等に10施設(建設中、休廃止施設を除く。)が設置されており、県全体の処理能力合計は232.2t/日です。

表1-2-4 粗大ごみ処理施設数等(平成29年度末)

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	8	0	2	10
処理能力(t/日)	208.2	0	24	232.2

③ 最終処分場

平成29(2017)年度末における最終処分場は、11市6町3事務組合等に29施設(残余容量のない施設を除く。)が設置されており、埋立地面積731,503m²、全体容量6,742,213m³です。残余容量は1,007,486m³となっており、その残余年数は、年間埋立量76,222m³から推定すると約13.2年分となっています。

表1-2-5 最終処分場数(平成29年度末)

施設種別	山間	平地	計
施設数	24	5	29
全体容量(m ³)	6,341,078	401,135	6,742,213
残余容量(m ³)	949,771	57,715	1,007,486

第2部 計画の各施策における平成30年度の取組結果

第1章 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」の取組結果

(2) ごみの収集および処理の状況

① 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町(事務組合を含む。)の直営または委託業者による収集が398,140t/年と収集量全体の71.3%を占め、残りの158,564t/年が許可業者による収集となっています。

表1-2-6 ごみの収集形態(平成29年度)

区分	収集量(t/年)	比率(%)
市町・組合による収集	直営 138,902	24.9
	委託 259,238	46.4
	小計 398,140	71.3
許可業者による収集	158,564	28.4
計	556,704	99.7
災害廃棄物	1,449	0.3
合計	558,153	100.0

② 処理形態

平成29(2017)年度のごみ処理量は614,348t/年で、平成28(2016)年度に比べて3,648t/年(0.6%)減少しました。ごみ処理の内訳は直接焼却が435,551t/年(70.9%)、直接埋立が7,572t/年(1.2%)、直接資源化が28,574t/年(4.7%)などとなっています。

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、市町等が策定する循環型社会形成推進地域計画において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

(4) 災害廃棄物処理体制の整備支援

大規模災害によって発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、研修会や図上演習等を通じて災害廃棄物処理に精通した人材の育成を行いました。

1-4 し尿処理体制の整備の推進

下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受けける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、合理化事業について関係市町に対する助言を行いました。

2 産業廃棄物の3Rの推進

2-1 産業廃棄物の発生と処理の状況

三重県では、おおむね5年ごとに産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成25(2013)年度の1年間に三重県内で排出された産業廃棄物は8,505千トンで、その処理状況の概要は図1-2-6のとおりとなっています。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図1-2-7のとおりです。

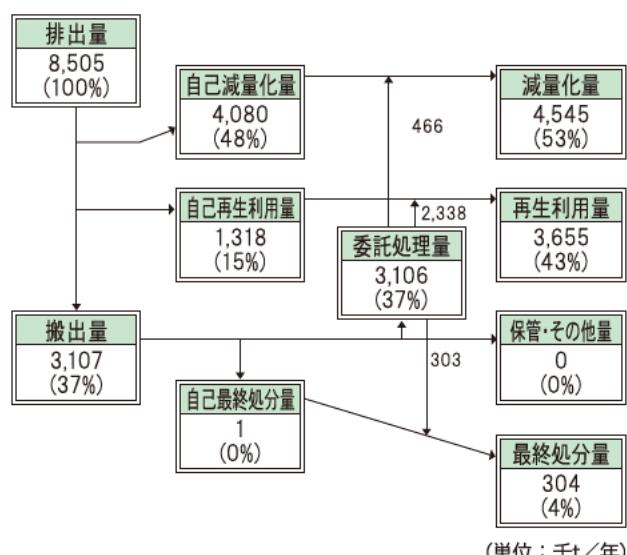


図1-2-6 発生および処理状況の概要(平成25年度)

(注) 千t未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

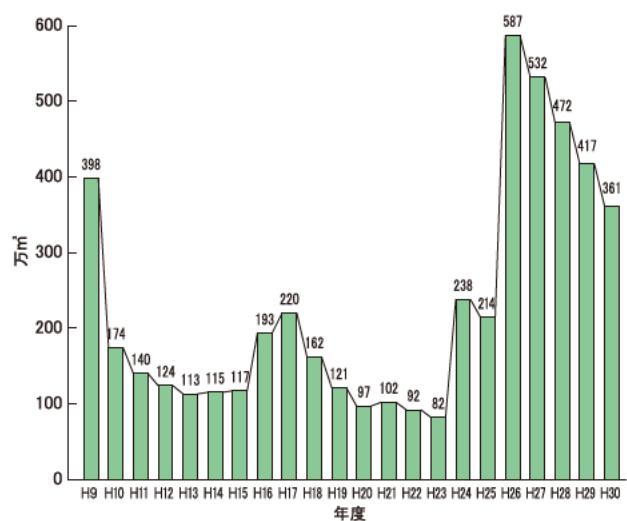


図1-2-7 産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移

第2部 計画の各施策における平成30年度の取組結果

第1章 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」の取組結果

(1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥(49%)が最も多く、次いでがれき類(19%)、家畜ふん尿等(11%)となっており、この3種類で全体の79%を占めています(図1-2-8)。

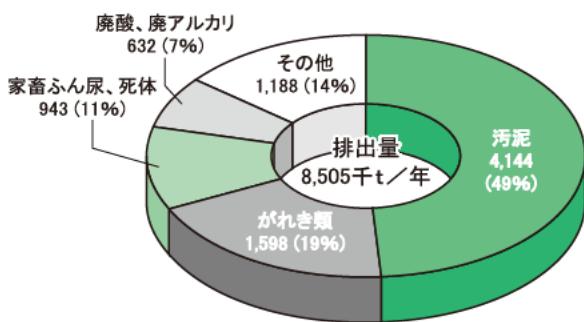


図1-2-8 種類別の排出量（平成25年度）

(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業(38%)が最も多く、次いで建設業(23%)、鉱業(18%)、農業、林業(11%)となっており、この4業種で全体の90%を占めています(図1-2-9)。

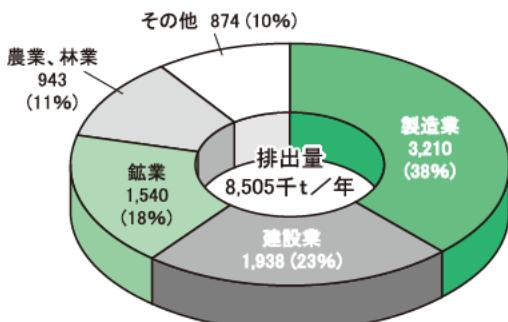


図1-2-9 業種別の排出量（平成25年度）

(3) 種類別の再生利用の状況

再生利用量は3,655千t／年となっており、総排出量の43%を占めています。

種類別にみると、がれき類(39%)が最も多く、以下、家畜ふん尿等(25%)、汚泥(13%)となっています(図1-2-10)。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量298千t／年、委託中間処理後再生利用量3,244千t／年、自己未処理自己再生利用量113千t／年に区分されます。

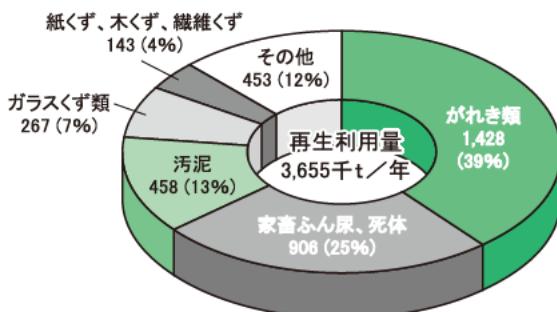


図1-2-10 種類別の再生利用量（平成25年度）

2-2 廃棄物処理計画の策定

三重県では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、平成28(2016)年3月に平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までを計画期間とした「三重県廃棄物処理計画」を策定しました。この計画では、廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、多様な主体との協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざすこととしています。

本計画では、3つの取組方向を設定し、今後5年間の施策を展開していきます。また、本県の現状や社会情勢をふまえ、計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し、重点的に取組を進めます(表1-2-7)。

第2部 計画の各施策における平成30年度の取組結果

第1章 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」の取組結果

表1-2-7 「三重県廃棄物処理計画」5年間の取組方向（平成28年度から令和2年度）

ごみゼロ社会の実現			重点課題		
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)	目標項目	現状 (H26年度)	目標値 (R2年度)
1人1日あたりごみ排出量※(g/人日)	986	936	使用済小型電子機器等の回収率(kg/人年)	0,32	1
資源化率(%)	30.4	33.3			
最終処分量(千t)	50	30			
※災害廃棄物の量を除く					
産業廃棄物の3Rの推進			未利用エネルギーの有効活用		
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)
排出量(千t)	8,505	7,920	ごみの未利用エネルギー回収量(MJ/t)	1,147	1,491
再生利用率(%)	43.0	43.6			
最終処分量※(千t)	258	234			
※過去の不法投棄等不適正処理の是正に係る最終処分量を除く					
廃棄物処理の安全・安心の確保			PCB廃棄物の早期処理の推進		
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (R2年度)
電子マニフェストの活用率(%)	34.1	60.0	PCB廃棄物の適正処分率(%)	37	90
不法投棄等不適正処理事案の改善着手率(%)	83.9 (H26実績)	100			
不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率(%)	25.0 (H26実績)	100			
大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	4	29			
一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数					

2-3 産業廃棄物の減量化とリサイクルの推進

(1) 企業および排出事業者等への支援

産業廃棄物税を財源として、企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行っています。なお、平成29(2017)年度産業廃棄物の処理実績に基づく平成30(2018)年度の税収は約5億円でした。

(2) 家畜排せつ物の堆肥化等の促進

家畜ふん尿については、悪臭や水質汚濁等の環境問題の原因となります。適切な堆肥化処理により有機質肥料等としての利用が可能となります。

畜産経営に起因する環境問題の解決や未然防止のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)に基づき、適

第2部 計画の各施策における平成30年度の取組結果

第1章 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」の取組結果

切な堆肥化処理が実施されるよう畜産農家への立入検査を実施するとともに、耕種部門との連携による適正な農地還元を推進しました。

(3) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環型社会を形成することが求められています。

このため、本県では建設副産物情報交換システムを活用し建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、再生碎石、再生アスファルト等の利用を推進しています。

(4) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別と再資源化を促進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用推進を図っています。

(5) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

県内の事業所、各種団体、行政機関等により構成する「みえグリーン活動ネットワーク（平成31（2019）年3月末現在会員数：59団体）」と連携し、グリーン購入、エコ通勤、廃棄物削減、地球温暖化防止、環境教育、自然保護等の環境保全など、幅広い分野の環境活動を行っています。

また、東海三県一市の広域連携で、事業者・団体・行政と協働して消費者に対する啓発キャンペーンを開催しました。（キャンペーン：平成31（2019）年1月11日からの1ヶ月間、東海三県一市内4,709店舗 うち三重県内759店舗）

(6) 下水道汚泥の有効利用

平成30（2018）年度末に県内で稼動中の下水処理施設は、流域下水道の6処理場を含めて32処理場であり、その汚泥発生量は、脱水ケーキベースで71.9千t／年です。このうち、98.3%にあたる70.6千t／年をセメント原料、緑農地への利用等に有効利用しました。

(7) 净水場の汚泥の有効利用

企業庁の8浄水場において浄水処理に伴って発生した汚泥約7,489m³のうち、平成30（2018）年度に約5,986m³を、園芸用培土（約546m³）、埋め戻し材（約5,440m³）として有効利用しました。

3 産業廃棄物の適正処理の確保

3-1 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設の状況

三重県における産業廃棄物中間処理施設は515施設あり、北勢地域に多く立地しており、種類別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて32施設となっています。

表1-2-8 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況
(平成30年3月末現在)

地域事務所名	設置数	
	中間処理施設	最終処分場
桑名	81	6 (1)
四日市	110	11 (5)
鈴鹿	45	3 (2)
津	69	3 (2)
松阪	42	4 (0)
南勢志摩	40	1 (1)
伊賀	90	4 (2)
紀北	12	0 (0)
紀南	14	0 (0)
本庁（県外移動式施設）	12	—
計	515	32 (13)

注1) 最終処分場の（ ）内は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

第2部 計画の各施策における平成30年度の取組結果

第1章 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」の取組結果

表1-2-9 産業廃棄物処理施設(中間処理施設)の種類別設置状況
(平成30年3月末現在)

施設の種類		設置数
汚泥の脱水施設		142
汚泥乾燥施設	汚泥の乾燥施設(機械)	10
	汚泥の乾燥施設(天日)	4
	小計	14
廃油の油水分離施設		4
廃酸・廃アルカリの中和施設		2
水銀を含む汚泥のばい焼施設		0
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設		1
PCB廃棄物の分解施設		1
廃プラスチック類の破碎施設		72
木くず又はがれき類の破碎施設		217
焼却施設	汚泥の焼却施設	15
	廃油の焼却施設	15
	廃プラスチック類の焼却施設	13
	PCB廃棄物の焼却施設	1
	焼却施設(汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く)	18
	小計	62
計		515

注1) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です(例:汚泥と廃油の焼却施設1基 → 汚泥の焼却施設1、廃油の焼却施設1)。

(2) 環境保全型畜産の推進

家畜排せつ物法に基づき、家畜ふん尿処理施設の管理基準を遵守し、適切な堆肥化処理が行われ

ているかを確認するため、畜産農家への立入検査を実施しました。

(3) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

県や市町等の公共工事発注機関は、廃棄物の発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図っています。

(4) 産業廃棄物処理業者の優良産廃処理業者認定制度

平成22(2010)年の廃棄物処理法の改正により、平成18(2006)年度から運用してきた「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に替わり、新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組の実施」、「電子マニフェストの利用」、「財務体質の健全性」という5つの基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた優良認定処理業者については、通常5年の許可の有効期間を7年とするなど特例を付与するというもので、平成23(2011)年度から施行されています。

三重県における優良認定処理業者の認定件数は表1-2-10のとおりです。

表1-2-10 優良産廃処理業者認定件数(平成31年3月末現在)

許可区分	優良基準適合事業者数		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	163	43	206
産業廃棄物処分業	0	27	27
特別管理産業廃棄物収集運搬業	89	20	109
特別管理産業廃棄物処分業	0	8	8
計	252	98	350

(5) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって、廃棄物に係る情報管理の合理化および情報の偽造防止が図られるメリットがあり、法令遵守の面で優れていることなどから、その普及が強く求められています。

電子マニフェストの利用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者全てが、システムに入っている必要があります。関係団体に導入の働きかけを行うなどの普及啓発により、電子マニ

フェストの活用率は61.1%(平成29(2017)年度)になりました(表1-2-11)。

表1-2-11 電子マニフェスト活用率の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29
活用率(%)	34.1	43.0	49.5	55.5	61.1

第2部 計画の各施策における平成30年度の取組結果

第1章 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」の取組結果

(6) PCB廃棄物の適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、熱的、化学的に非常に安定した物質であり高い絶縁性能を有することから、変圧器やコンデンサー用の絶縁油等に広く用いられてきました。しかし、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあることが明らかとなり、PCBによる環境汚染を防止し、人の健康を保護し、生活環境の保全を図るために、平成13(2001)年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定されました。

同法により、PCB廃棄物を保管する事業者等は処分期間内にPCB廃棄物を適切に処分することが義務付けられており、平成28(2016)年の法改正によって、三重県における高濃度PCB廃棄物の処分期間は、安定器および汚染物等が令和3(2021)年3月末まで、変圧器およびコンデンサーが令和4(2022)年3月末までとされ、低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9(2027)年3月末までとされました。

三重県では、PCB廃棄物等が処分期間内に適正処分されるよう、「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、未だに把握されていないPCB廃棄物等の掘り起こし調査を実施するとともに、PCB廃棄物を保管する事業者等に対して指導を行っており、平成29(2017)年度時点では、903の事業場においてPCB廃棄物等が保管されています。

表1-2-12 PCB廃棄物保管届出状況(平成29年度末時点)

PCB廃棄物の種類	事業場数	数量	単位
変圧器(トランス)	400	1,336	台
柱上変圧器(柱上トランス)	15	2,866	台
コンデンサー(3kg以上)	338	6,109	台
その他の機器等	171	980	台
PCBを含む油	60	117,322	kg
コンデンサー(3kg未満)	66	9,162	台
安定器	257	44,347	台
感圧複写紙	2	55	kg
ウエス	52	5,931	kg
汚泥	13	447,470	kg
その他	82	164,944	kg

※表内の事業場数は種類ごとに集計しています。

※「その他の機器等」は、リアクトル、放電コイル、サーボアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいいます。

※「PCBを含む油」は、変圧器油(トランス油)、熱媒体油、柱上変圧器油(柱上トランス油)、コンデンサー油、その他PCBを含む油をいいます。

※「安定器」は蛍光灯用安定器、ナトリウム灯用安定器、水銀灯用安定器、安定器(用途不明)をいいます。

※「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」について、容量で届出されたものは、1kg=1kgに換算して計上しています。

(7) 多量排出事業者の産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルの推進

産業廃棄物の発生・排出抑制およびリサイクルを推進するため、環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者に対して、産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアルに基づいた産業廃棄物処理計画書等の策定・報告を指導し、インターネットにより公表しました。

4 監視強化と不適正処理に対する是正の推進

4-1 不適正処理の未然防止

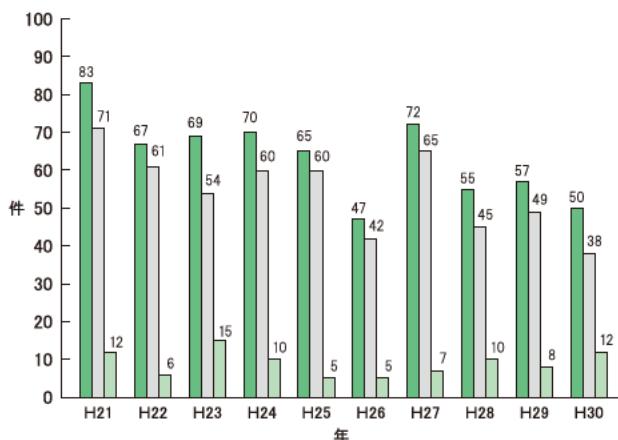
(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自らまたは許可業者への委託により適正に処理されており、不法投棄件数は平成15(2003)年度の92件をピークに徐々に減少傾向にありましたが、平成27(2015)年度が31件、平成28(2016)年度が41件、平成29(2017)年度が48件、平成30(2018)年度が41件であり、依然として後を絶たない状況です。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で多く発生しています。

不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-2-11のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は20件以内で推移しています。

なお、平成30(2018)年の産業廃棄物の不法投棄等に関する検挙件数は12件でした。



第2部 計画の各施策における平成30年度の取組結果

第1章 基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」の取組結果

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物に係る苦情発生状況は、表1-2-13から14に示すとおり、その苦情の内容は、不法投棄、野外焼却等の不適正処理行為に関するもの、大気汚染に関するものが多くなっています。

表1-2-13 廃棄物に係る苦情発生件数

発生源の施設の種類 年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
H26	0	0	110	110
H27	0	0	84	84
H28	0	0	194	194
H29	0	0	167	167
H30	4	0	196	200

表1-2-14 廃棄物に係る苦情発生内容（平成30年度）
(カッコ内は平成29年度)

苦情内容 発生源の施設の種類	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ・昆虫	騒音	その他	合計
ごみ処理場	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)
し尿処理場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
産業廃棄物	11 (13)	3 (6)	12 (13)	0 (0)	3 (0)	167 (135)	196 (167)
計	12 (13)	3 (6)	13 (13)	0 (0)	3 (0)	169 (135)	200 (167)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成30(2018)年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は表1-2-15に示すとおり、3,788件立入検査を行いました。

これに対し、取消・停止命令を18件(11事業者)発出しました。

表1-2-15 立入検査実施状況(平成30年度)

(カッコ内は平成29年度)

検査対象 立入検査件数	立入検査件数	措置						告発
		改善措置命令	事業停止命令	事業許可取消	施設使用停止命令	施設許可取消	文書警告・指図	
一般廃棄物処理施設	143 (104)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (4)	0 (0)	1 (6)	0 (0)
産業廃棄物排出事業場	1,524 (1,545)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	37 (72)	0 (0)
産業廃棄物処理業者	1,259 (1,787)	1 (0)	11 (14)	4 (3)	3 (8)	0 (0)	36 (65)	0 (0)
その他	862 (573)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (19)	0 (0)
計	3,788 (4,009)	1 (0)	11 (14)	4 (3)	3 (12)	0 (0)	88 (162)	0 (0)

※ 欠格要件（他府県の取り消し等）の許可取消は、含めていません。

※ その他、口頭指導 計1,566件、始末書提出 計45件。

(4) 監視・指導の強化

① プライオリティ(優先度)の設定による効率的な監視活動を実施するとともに、不法投棄等に対しても、スピード感を重視した是正措置を行っています。また、不法投棄事案の発生場所付近や市町から要望のあった場所等に不法投棄監視カメラを設置して重点的に監視しました。

平成29(2017)年度には、無人航空機ドローンを導入し、空中からの監視活動のほか、測量結果に基づいた改善指導等にも活用しています。

② 県民から広く不法投棄等の情報を入手する目的で、廃棄物ダイヤル110番、ファックス110番およびメール110番による通報制度を設け、県民等からの不法投棄等の情報に迅速、的確に対応を行い、早期是正を図っています。また、森林組合、民間事業所等計21事業者と情報提供協定を締結し、不法投棄等の情報を入手する体制を整えています。

なお、平成30(2018)年度に廃棄物対策局に寄せられた通報件数は123件(うち、廃棄物ダイヤル110番等に係るものは48件)であり、不法投棄、野外焼却に関するものが49%を占めていました(図1-2-12)。

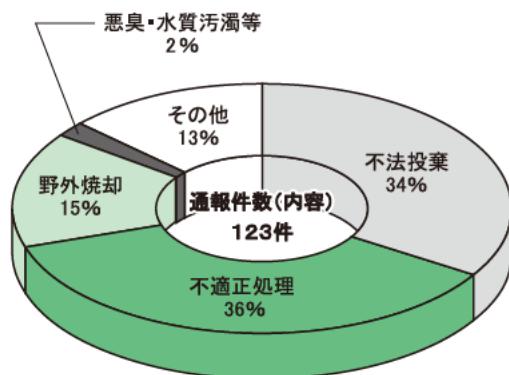


図1-2-12 廃棄物対策局への通報内容(平成30年度)

- ③ 土日祝日および早朝の巡回監視については、民間警備会社に業務委託(1年間)を行い、より間隙のない監視活動を行っています。
- ④ 広域にわたる不法投棄に対応するため、近隣県市(愛知県、奈良県、名古屋市、岐阜県、滋賀県、和歌山県)や環境省中部地方環境事務所と連携した合同監視を実施しています。

4-2 過去の不法投棄等の是正措置

生活環境保全上の支障等が生じている4つの産業廃棄物の不適正処理事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法による国の支援を得て、平成25(2013)年度から恒久対策を実施しています。令和4(2022)年度までに完了するよう、着実に恒久対策を進めています。

① 四日市市大矢知・平津事業

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土および排水対策を実施しています。平成30(2018)年度は、中溜池側の管理用道路および西水路側の管理用道路等の設置工事を行いました。

② 桑名市源十郎新田事業

PCB(ポリ塩化ビフェニル)やVOC(揮発性有機化合物)を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとしており、平成30(2018)年度は、集油管等による廃油の回収・処理を引き続き実施しました。このほか、後期対策工事の実施に向け、学識経験者の意見を聴取し、具体的な工法の検討を進め、産廃特措法に基づく実施計画の変更案を策定し、平成31(2019)年3月に環境大臣の同意を取得しました。

③ 桑名市五反田事業

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施することとし、平成30(2018)年度は廃棄物撤去区域の掘削・除去・埋め戻し工事が完了しました。また、廃棄物残置区域および周辺において引き続き揚水浄化を行うとともに、揚水浄化のための水処理施設の増強工事に着手しました。

④ 四日市市内山事業

霧状酸化剤(過酸化水素水)注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとしました。平成29(2017)年10月には全ての対策工事が完了したことにより、平成30(2018)年度は工事の効果確認を行いました。